

非FIT非化石電源に係る認定についての 事業者説明資料補足 (構造図・配線図の確認項目)

2026年3月23日

非化石電源登録 - 登録対象設備について

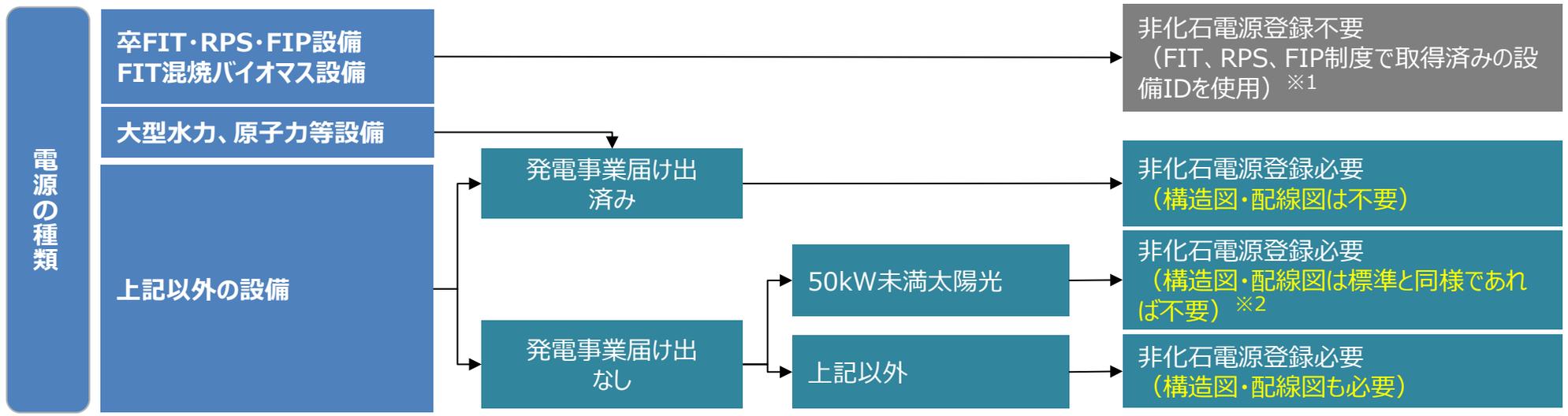
- 電力量認定を希望する設備については、ポータルにて「非化石電源登録申請書」「構造図」「配線図」を提出し、非化石電源登録をし、設備IDを取得する必要があります。
- ただし、非化石電源登録や図面の提出を省略できるケースもありますので、以下フローにて判断ください。

【非化石電源登録を省略できる設備】

- 卒FIT、RPS、FIP、FITバイオマス設備等、他制度にて設備ID取得済みの設備※1

【構造図・配線図の提出を省略できる設備】

- 発電事業届け出済みの設備
- 50kW未満太陽光発電設備で、標準構造図・標準配線図と同様※2の設備



※ 1 設備IDが不明であり入手不可能の場合は非化石電源登録を実施ください。また、設備IDを取得している設備のリパリング認定を希望される場合には「[非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料補足 \(リパリング\)](#)」を確認ください。

※ 2 標準構造図、配線図イメージは[別ページ](#)に記載しています。少なくとも、申請対象となる非化石電源設備以外の発電設備が同受電地点内に含まれる場合や、蓄電池等の併設により対象となる非FIT非化石の電気に非化石由来以外の電気が混ざる可能性がある場合には、標準外とします。

構造図・配線図の確認項目について

- 前ページのフローにて「構造図・配線図の提出が必要」という判断になった設備について、以下①～④の全ての項目が確認できる図面を提出いただく必要があります。
- 上記確認できる図面であることを誓約いただき、「非化石電源登録申請書」の「チェックリスト（入力必須）」シートに記入の上、ポータルサイトへ登録してください。

確認項目

- ① 非化石電源の存在が確認できること
- ② 系統へ電気が流れていることを確認できること
- ③ 申請対象の非化石電源以外の発電設備（蓄電池・バックアップ電源、非常用発電機が併設される場合及びダブル発電設備等）が存在しないことを確認できること
- ④ 申請対象の非化石電源の図面であることを特定できる記載があること

確認項目③についての補足

確認項目③について、申請の非化石電源以外の発電設備が存在する場合も、誓約書の提出が可能であれば申請が可能です。

詳細は「[構造図・配線図の確認項目について - ③申請対象の非化石電源以外の発電設備が存在しないことを確認できること 2/2](#)」のフローチャート、および「[非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料](#)」の「②非化石電源登録 - 誓約書の提出について」をご確認ください。

（ご参考）再エネ発電設備に併設される蓄電池の場合

2025年4月発電分より、条件を満たす場合には再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の電力量認定を開始しています。

条件や手続きの詳細は、「[非FIT非化石電源に係る認定についての事業者説明資料補足（再エネ発電設備に併設される蓄電池に系統充電された場合の非化石価値）](#)」をご確認ください。

(参考) 標準配線図・構造図イメージ

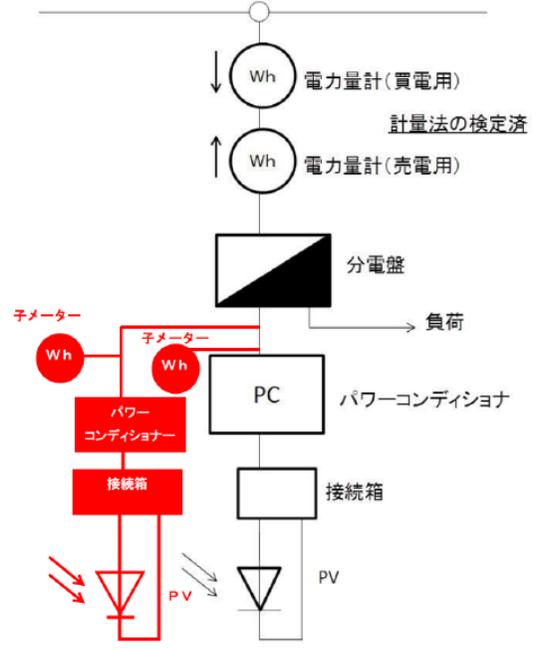
■ 配線図

➤ 発電機から発生した電気が、計量器を経由して 系統へ繋がっていることが示されている電氣的な流れを示す図面。

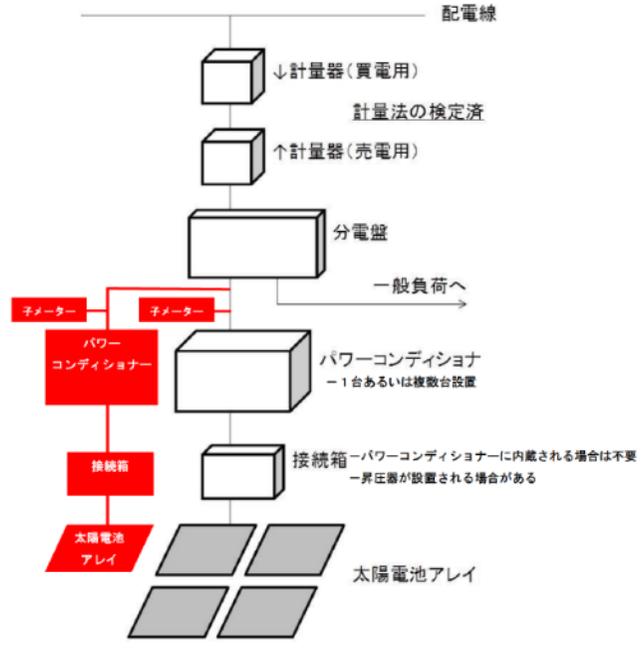
■ 構造図

➤ 配線図を補完するものとして、発電設備（発電機本体、系統へ繋がる電線、計量器等で構成される発電設備システム全体を指す。）の接続状況や配置関係などの物理的又は 地理的な構造を示す図面。例えば、バイオマス等発電の場合、燃料投入、焼却、蒸気の移動、発電、系統への送電までの一連の流れが把握できるフロー図などが適当であり、風力発電の場合、各風車と 系統との繋がり 地理的な位置関係を示すサイトマップなどが適当。（これらの図面は、新エネルギー等電気と他の電気とが混在していないかどうか、混在している場合には新エネルギー分的に計測（算定）できるかどうかを確認することができるものである必要がある。）

・ 配線図イメージ



・ 構造図イメージ



(出典) 資源エネルギー庁ウェブサイト：発電事業計画認定申請書様式見本

構造図・配線図の確認項目について

- ①非化石電源の存在が確認できること

「①非化石電源の存在が確認できること」の例は以下のとおりです。

- 図面内に非化石電源が存在していることが分かる以下のような設備が図・記号・文字等で記載されていること。

【太陽光発電の場合】

太陽光パネル、太陽電池モジュール 等

【風力発電の場合】

風車 等

【水力発電の場合】

水車、排水ポンプ、ドラフト給気弁、入口弁 等

【地熱発電の場合】

ダウンホールポンプ、タービン、生産井、還元井 等

【バイオマス発電の場合】

タービン、ごみピット、プラント動力 等

構造図・配線図の確認項目について

- ②系統へ電気が流れていることを確認できること

「②系統へ電気が流れていることを確認できること」の例は以下のとおりです。

- 系統に電気が流れていることが分かる以下のような設備が図・記号・文字等で記載されていること。

責任分界点、引込線、引込柱、受電点、電柱、PAS 等

構造図・配線図の確認項目について

- ③申請対象の非化石電源以外の発電設備が存在しないことを確認できること 1/2

「③申請対象の非化石電源以外の発電設備（蓄電池・バックアップ電源、非常用発電機が併設される場合及びダブル発電設備等）が存在しないことを確認できること」の例は以下のとおりです。

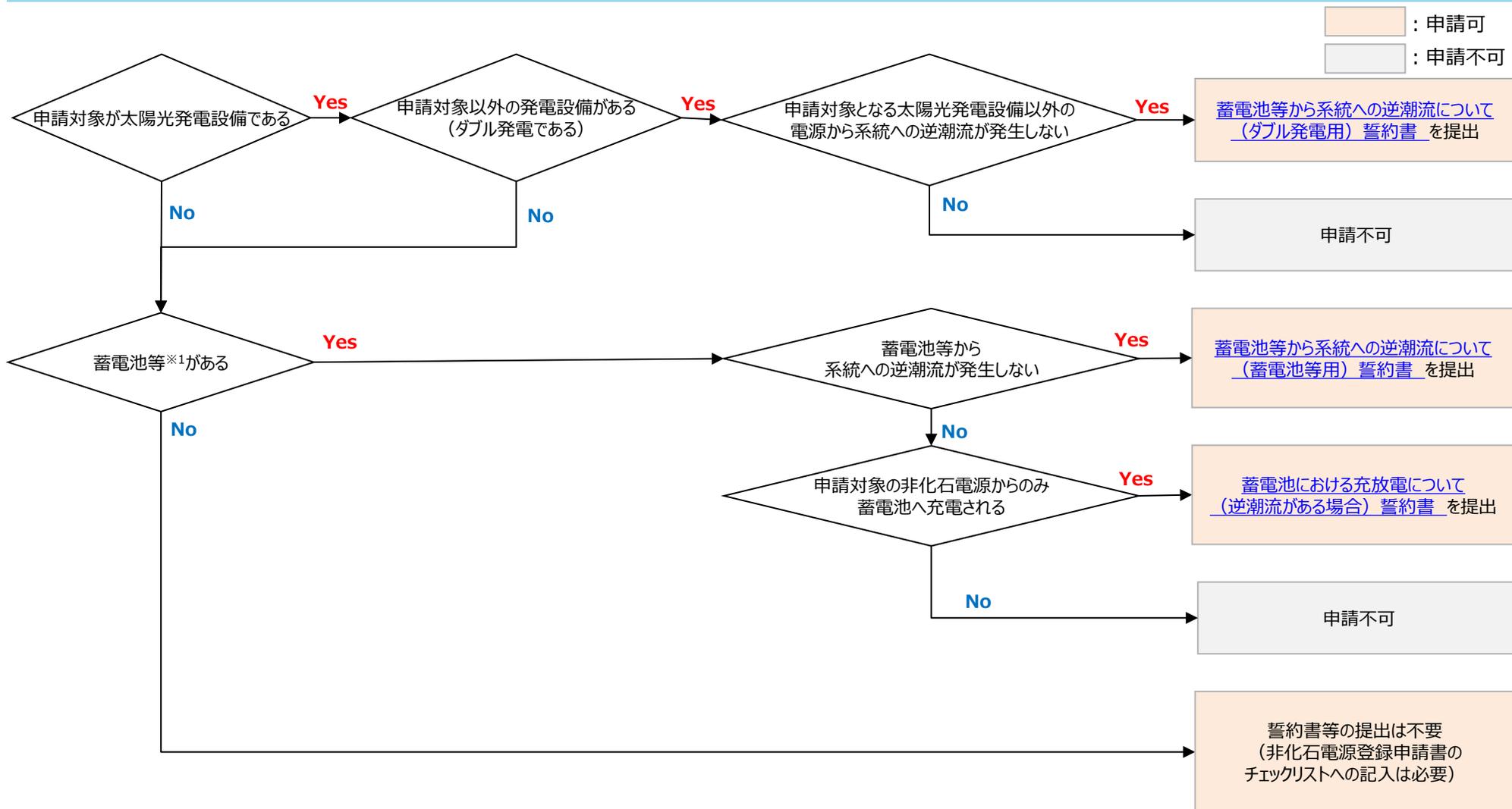
- 申請対象の非化石電源以外の以下のような発電設備が図・記号・文字等で記載されていないこと。
蓄電池類（蓄電池ユニット、蓄電システム 等）、バックアップ電源、非常用発電機、
UPS（無停電電源装置）、電源装置（直流電源装置、V2H充放電設備）等

ただし、上記発電設備の記載がある場合にも、誓約書の提出にて申請可能なケースがあります。詳細は次ページをご確認ください。

構造図・配線図の確認項目について

- ③申請対象の非化石電源以外の発電設備が存在しないことを確認できること 2/2

各ケースにおける電源登録申請の可否および提出書類については、以下を参考にご判断ください。



※1 蓄電池類（蓄電池ユニット、蓄電システム 等）、バックアップ電源、非常用発電機、UPS（無停電電源装置）、電源装置（直流電源装置、V2H充放電設備）等 7

構造図・配線図の確認項目について

- ④申請対象の非化石電源の図面であることを特定できる記載があること

「④申請対象の非化石電源の図面であることを特定できる記載があること」の例は以下のとおりです。

- 「非化石電源申請書の『発電設備名』」と「図面に記載された発電所名」が一致していること。
- 「非化石電源申請書の『設置者名』」と「図面に記載された設置者名（客先名）」が一致していること。
- 「非化石電源申請書の『設備所在地』」と「図面に記載された住所」が一致していること。

| 事業者向け非化石電源登録申請書 | | | | | | | | Ver1.02 |
|---|--------|-------|------|----------|-----------------------|------------------|--------------------|---|
| | | | | | | | 申請日 | |
| * EXCELファイル名「setsubishinsei_(xxx).xlsx」の(xxx)に事業者名を入れてください。 | | | | | | | | |
| ■法人番号 | | | | | | | | |
| ■申請設備一覧 | | | | | | | | |
| NO | 発電設備区分 | 発電設備名 | 設置者名 | 発電出力(kW) | 運転開始日 (yyyy/mm/dd) | 設備の所在地 (都道府県) | 設備の所在地 (都道府県以降) | ※太陽光発電のうち50kW未満の場合のみ記入。 標準構造図・配線図と同様の場合は“○”、 異なる場合は“×”を選択。 “○”の場合は構造図・配線図のPDFの添付は不要です。 |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |